

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平戸市は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長崎県平戸市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉事務に関する事務
②事務の概要	児童福祉法及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①障害福祉サービスの申請、調査、決定事務 ②各種手帳情報の管理、確認 ③各種手帳の交付・返還・変更等に必要な各種情報の照会
③システムの名称	統合宛名システム 福祉総合システム(WEL+) 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者手帳情報ファイル、障害福祉サービスファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9、21、51、117 児童福祉法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 知的障害者福祉法 障害者総合支援法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 福祉部福祉課 TEL0950-22-9130
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 総務部総務課 TEL0950-22-9100
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

廻りした姓田	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行うようにしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取り扱いに際し、本人情報のデータベース入力や個人番号及び個人情報が記載された申請書の廃棄は、複数人で確認を行うなど、人為的ミスが発生するリスク対策をとっていると同時に、特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	福祉課長 佐々木 信二	福祉課長 度嶋 悟	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策			事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	5①部署	市民福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	組織再編に伴う変更のため
令和1年6月26日	5②所属長の役職名	福祉課長 度嶋 悟	課長	事前	様式変更に伴うもの
令和1年6月26日	7請求先	市民福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	組織再編に伴う変更のため
令和2年9月1日	7請求先	22-4111	22-9130	事後	電話番号の変更によるもの
令和2年9月1日	8連絡先	22-4111	22-9100	事後	電話番号の変更によるもの
令和4年3月11日	②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 16の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 16の項	事後	法令改正に伴うもの
令和4年3月11日	IIしきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和7年1月29日	評価書名	身体障害者手帳に関する事務	障害者福祉関係事務	事後	
令和7年1月29日	1事務の名称 ①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務	障害者福祉事務に関する事務	事後	
令和7年1月29日	1事務の名称 ②事務の概要	身体障害者福祉法等の規定に則り、 申請受理、進達事務、手帳情報の照会業務、 認定業務、手帳交付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認 ④認定に必要な各種情報の照会 ⑤手帳の移管業務に必要な各種情報の照会 ⑥手帳の交付事務	児童福祉法及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①障害福祉サービスの申請、調査、決定事務 ②各種手帳情報の管理、確認 ③各種手帳の交付・返還・変更等に必要な各種情報の照会	事後	
令和7年1月29日	2特定個人情報ファイル名	身体障害者手帳情報ファイル 宛名情報ファイル	障害者手帳情報ファイル、障害福祉サービス ファイル、宛名情報ファイル	事後	
令和7年1月29日	3個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 11の項	番号法第9条第1項 別表8、9、20、21、22、 50、51、117 児童福祉法 身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 知的障害者福祉法 障害者総合支援法	事後	
令和7年1月29日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 16の項	1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号	事後	
令和7年1月29日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更に伴うもの
令和7年1月29日	11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更に伴うもの
令和7年8月12日	1③システムの名称	SWANシステム	WEL+システム	事前	標準化移行によるシステム変更